

改正

平成29年3月6日告示第22号

令和5年3月31日告示第102号

下呂市高齢者等見守りネットワーク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、事業活動を通じて高齢者等と接することの多い事業者と連携することにより、何らかの支援を必要としている高齢者等を早期に発見し、必要な支援を行うなど、地域社会全体で高齢者等を見守る体制を確保し、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する下呂市高齢者等見守りネットワーク事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者等 市内に居住するおおむね65歳以上の者及び心身に何らかの障がいをもつる者であつて、見守りが必要なものをいう。
- (2) 事業者 市内で事業を行う法人、その他の団体、支店、営業所及び個人の事業者をいう。
- (3) 支援機関 下呂市福祉事務所及び下呂市地域包括支援センターをいう。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、下呂市とする。

(協定の締結)

第4条 市長は、本事業の趣旨に賛同している事業者と協定を締結し、見守り協力事業者名簿（別記様式）に登載するとともに、登載した事業者（以下「協力事業者」という。）を、ホームページ等で公開するものとする。

2 次に掲げる事業者とは協定を締結することができないものとする。

- (1) 各種法令に違反している事業者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員の統制下にある事業者
- (3) その他市長が不適当と判断した事業者

(本事業の内容)

第5条 協力事業者は、市内において事業活動中に高齢者等の異変に気付いたときは、支援機関へ連絡を行うものとする。ただし、緊急性があると判断したときは、必要な措置を行うとともに、消防署又は警察署へ通報するものとする。

2 前項の規定により連絡を受けた支援機関は、高齢者等の状況を確認するとともに、適切な支援を行うものとする。また、支援を行ったことを、協力事業者に報告するものとする。

3 協力事業者は、本事業の円滑な遂行のため、市が実施する研修等を受講するよう努めなければならない。

(個人情報の取扱い)

第6条 協力事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び下呂市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年下呂市条例第11号）の規定を遵守し、本事業の実施により知り得た個人情報を、本事業の目的以外に利用及び漏洩してはならない。

2 前項の規定は、協定の有効期間が満了した後においても同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成28年6月15日から施行する。

附 則（平成29年3月6日告示第22号）

この告示は、平成29年3月6日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第102号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

見守り協力事業者名簿

[illegible]